

10月1日から 下水道使用料が変わります

下水道事業の経営基盤の強化と公費負担の適正化を図るため、下水道使用料が変わります。新使用料は10月使用分から適用されます。

これからも、下水道事業の合理化、下水道財政の健全化に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

区分	新使用料	旧使用料
基本使用料	1600円	1600円
従量使用料 (1m ³ 当たり)	1m ³ ～20m ³	10円
	21m ³ ～40m ³	90円
	41m ³ ～60m ³	100円
	61m ³ ～80m ³	120円
	81m ³ ～100m ³	140円
	101m ³ ～160m ³	180円
	161m ³ ～200m ³	200円
	201m ³ ～1,000m ³	220円
	1,001m ³ ～2,000m ³	240円
	2,001m ³ ～3,000m ³	260円
3,001m ³ 以上	280円	

【計算例】2か月で36m³使用した場合

・基本使用料		1,600円
		+
・従量使用料		
1m ³ ～20m ³	10円×20m ³ =	200円
21m ³ ～36m ³	90円×16m ³ =	1,440円
	小計	3,240円
		+
・消費税10%		
	3,240円×0.1=	324円
	合計	3,564円



本来、下水道事業は下水道を使用している人の使用料でまかなうことが原則です。しかし、現状は、その使用料だけで賄うことができず、一般会計からの繰入金などにより補てん（税金で負担）しています。このため下水道を使用している人としていない人の負担の公平性を考え、使用料の見直しを行います。

また、見直しにあたっては、水の使用量が多い人に応分の負担をお願いすることとし、2か月あたり100m³を超える区分から見直しました。

料金早見表などは、町ホームページをご覧ください。

